

総説

理学療法士誕生の歴史
History of Physical Therapist神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部リハビリテーション学科 仙波浩幸
Hiroyuki Senba, Kanagawa University of Human Services

抄 録

理学療法士は1965年（昭和40）年5月に理学療法士及び作業療法士法が成立し誕生した。理学療法を実施する医療現場では、明治時代からマッサージ師を中心とした医業類似行為業者などが物理療法、マッサージや機能訓練等の理学療法業務に従事していた。

理学療法士の誕生をめぐる多くのアクター（プレイヤー、当事者、利害関係者）が、対立、駆け引き、妥協を繰り返し、誕生後も臨床現場では昭和の時代を通して様々な影響が続くことになる。主なアクターは①資格制度を掌る立場としての厚生省、②マッサージ師などの医業類似行為業者を盲学校において教育し、明治時代より臨床現場に人材を輩出してきた文部省、③医学的リハビリテーションの導入に先駆的な医師および医学会、④長年にわたり理学療法業務に従事してきたマッサージ師および職能関連6団体、である。

この総説は理学療法士誕生の歴史を文献により振り返り、理学療法士の業務が保健や福祉、地域在宅へと職域拡大し、業務内容も複雑高度化する中で、多職種連携、ヒューマンサービスなど新しい理学療法士の理念や業務のあり方を再構築するための情報を整理し記録にとどめることを目的に執筆をした。

キーワード：理学療法士、理学療法、医業類似行為、理学療法士国家試験、あん摩マッサージ指圧師
Key words：Physical therapist, Physical therapy, A state examination for the license to physical therapist, Masseuses chiropractors and acupuncturists

I はじめに

理学療法士は1965年（昭和40）年5月に理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号、以下療法士法と略）が成立し、1966（昭和41）年第1回国家試験が実施され183名が誕生した。療法士法第2条第1項で「この法律で「理学療法」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行な

わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。」と理学療法士の対象者、目的、手段が定められている。

新たな医療関係者の資格制度の創設は、医療技術の飛躍的な変革期あるいは発展期に行われることが多いといわれている¹⁾。菅谷は、理学療法士の免許制度が出来た背景には、戦争による身体障害者の大規模的創出、労働災害や交通災害、さらに最近では公害病の激増に対する時代の要請に基づくものであった。（中略）医療関係者の専門分化がすすむに従い、医師の補助者として看護婦やマッサージ師にかわって、新しい専門的な補助者として、PT、OTが制度化されると述べている²⁾。

厚生省は1963（昭和38）年の第46回通常国会にお

著者連絡先：*仙波浩幸

神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部リハビリテーション学科

E-mail：senba-rc2@kuhs.ac.jp

（受付 2022.9.12 / 受理 2022.12.1）

いて法案成立を目指したが、職能関連6団体から盲者を欠格事由とすることへの反対が起こり法案成立の見通しが立たなくなった。理学療法士と作業療法士の養成校である国立東京病院附属リハビリテーション学院は、すでに国家予算が認められており、身分、業務を規定する法律が無いままに開校となった。

理学療法を実施する医療現場では、明治時代からマッサージ師を中心とした医業類似行為業者（あん摩、鍼、灸、マッサージ、柔道整復師）、看護婦、無資格者などが物理療法、マッサージや機能訓練等の理学療法業務に従事していた。また、日本においては医業類似行為業の養成は盲学校で行われており、その人数は1960（昭和35）年には約1500名、1965（昭和40）年には約2000人と推定されていた³⁾。

国立東京病院附属リハビリテーション学院の1期生が最終学年になる1965年（昭和40）年になって第48回通常国会で附帯決議を含めた理学療法士及び作業療法士法案が紆余曲折を経て成立した。この年の理学療法士及び作業療法士の養成校は4校を数えるが、そのうち3校は盲学校が占めることになる。

高校を卒業し医師の指示の下に5年以上理学療法または作業療法業務に従事し、指定講習会の修了の3要件を満たすことを条件に、1971（昭和46）年3月31日まで特例として国家試験の受験資格が与えられた。医業類似行為業者は、医制以来、業務内容や資格制度をめぐる対立が続いていた。新しい理学療法士の誕生は、医業類似行為業者間の軋轢を一気に解決できる千載一遇のチャンスであり、しかも、医療専門職免許は大きな魅力でもあり、資格獲得のために各団体が精力的に活動した⁴⁾。

理学療法士の誕生をめぐる多くのアクター（プレイヤー、当事者、利害関係者）が、対立、駆け引き、妥協を繰り返し、当初5年間の特例試験が1974（昭和49）年3月31日までの3年間に延長され、臨床現場では昭和の時代を通して様々な影響が続くことになる。主なアクターは①資格制度を掌る立場としての厚生省、②マッサージ師などの医業類似行為業者を盲学校において教育し、明治時代より臨床現場に人材を輩出してきた文部省、③医学的リハビリテーションの導入に先駆的な医師および医学会、④長年にわたり理学療法業務に従事してきたマッサージ師

および職能関連6団体、である。

理学療法士の誕生から57年が経過し、理学療法士の活躍の場は、医療施設、施設収容から地域在宅へ、保健・医療・福祉すべての領域にまたがり、業務内容も身体に障害のある者の基本的動作能力の回復にとどまらず、介護予防、健康増進、生活指導と理学療法を必要とするすべての人々に拡大している。業務内容も複雑高度化する中で、多職種連携、ヒューマンサービスなど新しい理学療法士の理念や業務のあり方を、時代の要請に合わせ再構築する必要性がある。

この総説は理学療法士誕生の歴史を文献により振り返り、理学療法士の業務が保健や福祉、地域在宅へと職域拡大し、業務内容も複雑高度化する中で、多職種連携、ヒューマンサービスなど、新しい理学療法士の理念や業務のあり方を再構築するための情報を整理し記録にとどめることを目的に執筆をした。

II 第二次世界大戦前の理学療法について

1887（明治20）年に医療マッサージが日本に紹介され、1891（明治24）年東京帝国大学三浦内科に盲学校の卒業生である富岡兵吉が病院マッサージ師として採用されたのが嚆矢とされている。1906（明治39）年東京帝国大学整形外科学講座開設（田代義徳教授）運動療法室を敷設、1907（明治40）年には、東京帝国大学が盲学校の生徒を实地練習させることを許可したことから慶應義塾大学附属病院や養育院もこれにならっている³⁾。

1916（大正5）年、東京帝国大学病院に物療内科が開設、1917（大正6）年には、東京帝国大学病院青山内科に物理的治療研究所が創設された。1918（大正7）年には、東京帝国大学内科物理療法学講座（通称：物療内科）（真鍋嘉一郎教授）がマッサージ師を物療「術手」として採用した。以後盲学校の卒業生は医療機関でマッサージや物理療法に従事するようになり、理学療法士の誕生以前の理学療法業務に寄与してきた。

理学療法の歩みについては整形外科医の高木憲次の功績を避けては通れない。1917（大正6）年、東京帝国大学病院物療内科に入局した。整形外科後療

法を担う「術手」として医療マッサージ師を採用した。機能訓練、肢体不自由児療育の重要性を訴え医療体操の研究を開始し、整形外科後療法を担う養成制度を内務省に要請した。1918 (大正7) 年には肢体不自由児の療育は、治療と同時に教育も受けられる「夢の楽園教養所」を提唱し、ドイツ留学後の1924 (大正13) 年には、国家医学雑誌第449号に「クリュッペルハイムに就いて」と題する論文を発表し、肢体不自由事業には整形外科治療、教育、手工及び手芸的練習、職業相談所の4つの機関が協力努力してはじめてその目的を到達しようと述べている⁵⁾。この論文は2年後の日本整形外科学会の創設と現在のリハビリテーション医学につながる日本の医学会における最初の貴重な歴史的文献と評されている⁶⁾。1942 (昭和17) 年、肢体不自由児施設整肢療護園が創立され初代園長に着任した。

肢体不自由児の医療現場以外の機能訓練・体操や教育については、体育教師である柏倉松蔵が1921 (大正10) 年に、肢体不自由児の柏学園を開設した。その前には東京帝国大学整形外科教室に従事し高木憲次とともに医療体操を実施しており、高木憲次と柏倉松蔵が日本における肢体不自由児のリハビリテーションの理念と実践の嚆矢とされている。

1932 (昭和7) 年、東京市立光明学校設立により肢体不自由児教育が始まった。設立目的は「本校は東京市内の身体畸形不具児童を収容し、之に普通教育を施し身体的欠陥を治療矯正し、進んでは各性能に応じて自活の職業を授け、その間社会性の人格陶冶と国民道徳の涵養に留意し以て善良なる国民を養成せんとするものである。」とされた。

戦争により脊髄損傷や切断を被る者が多発する。日清、日露戦争後の傷痍軍人療養所、温泉を利用した温泉療法施設として、九州帝国大学温泉治療学研究所の創設、6国立大学温泉医学関連施設病院が開設された。切断者については1939 (昭和14) 年には軍事保護院がつくられ義肢装具の作成と装着訓練、脊髄損傷については第2次世界大戦中に箱根療養所、臨時東京第三陸軍病院に収容され治療が行われた。肢体不自由児施設、厚生年金病院、労災病院も相次いで開設されたが、いずれも予算額が不十分、行政部門間、診療部門間における協力体制の欠如のため、多くの障害者は医学的リハビリテーションを

受ける機会が与えられていなかった¹⁾。

III 終戦後から理学療法士誕生前夜までの経緯

1 第二次世界大戦前後の世界の状況

医学的リハビリテーションが発展するのは、戦争による大量の戦傷者に対する理学療法及び作業療法を行う必要に迫られたことがきっかけとなった。1948 (昭和23) 年には、第二次世界大戦後の医学的リハビリテーションの諸問題に対処するために設立されたバラック委員会が報告書を出している。その内容は、理学療法士及び作業療法士を確保するための手段、理学療法士や作業療法士を確保する手段、理学療法や作業療法に対する医師の理解を深めることが書かれている。理学療法士及び作業療法士の資格制度ないしは養成訓練制度の機運が高まり、1951 (昭和26) 年には世界理学療法士連盟 (WCPT)、翌年には世界作業療法士連盟 (WFOT) が設立された。

アメリカは2つの世界大戦を経験しリハビリテーションの研究と運動を発展させている。1918年には戦傷者リハビリテーション法、1920年には一般人も含めたリハビリテーション法 (Federal Vocational Rehabilitation Act) を制定している。理学療法士養成校は1921年、大学医科大は1925年に開校しているが、免許制度が公認され理学療法士及び作業療法士の地位が確立されたのは第二次世界大戦中であった。

2 終戦後から医療制度調査会答申前まで (リハビリテーション啓蒙期)

日本は、第二次世界大戦の敗戦により、連合国最高司令官総司令部 (GHQ) のもと、民主主義的改革と人権尊重の新しい国造りが進められ、リハビリテーション医療についてはバラック委員会の報告書の内容に沿って強力に推進されることになる。

1947 (昭和22) 年、按摩術営業取締規則、鍼術灸術営業取締規則、柔道整復術営業取締規則がGHQの指示により、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、柔道整復師等に関する法律」に一本化された。病院理学療法従事者は、按摩とマッサージが同一免許となり、医療マッサージの質的低下をきたすことを憂

慮し、按摩とマッサージを分離し、マッサージ師の質的向上と身分的確立を目指して日本医療マッサージ協会を設立した⁷⁻¹⁰⁾。

当時の行政庁におけるリハビリテーションの認識は極めて薄く、リハビリテーションというよりは、既に病状が固定し、年月を経た身体障害者を掘り出して、生業や生活の援助を行うという身障者対策が一般的であった。(中略) 機能訓練などがある程度行われていたのは、肢体不自由児施設においてであった。これは高木憲二先生の功績が大きかった。理学療法の主流は温泉とマッサージであった¹¹⁾。

世界保健機構は日本におけるリハビリテーション医療の著しい後進性を指摘し、推進をする専門技術者を養成することの緊急性を言及した。1950(昭和25)年前後より世界保健機構のフェローとして日本の医師(小池、土屋、水野、内藤、服部)がアメリカやイギリスに派遣し研修を実施した。特に、HARuskの主宰するNew York大学リハビリテーションセンターに留学したグループの帰国後の法制度やリハビリテーション研究への大きな関与をもたらした¹²⁾。

その頃の状況について、厚生白書が1960(昭和35)年から3年連続でリハビリテーションについて記録が残っている。1962(昭和37)年度厚生白書は、大きく紙面を割いて記述されている。

「リハビリテーション対策を整備するにあたって最も基本的なものは専門技術者の確保である。医師、看護婦のほか、機能療法士、職能療法士、言語療法士、心理療法士、社会事業担当者などの専門技術者を確保し、リハビリテーション施設に配置することはリハビリテーション施設運営のための必須条件である。しかるに、わが国においては、専門技術者の数は著しく不足しており、その身分も確立せず、養成機関も設置されていない。現在はこれらの技術者の不足をカバーするためたとえば、肢体不自由児施設では、整形外科後療法を専門とするあん摩師、児童指導員その他の職員が現場訓練を受けてその業務を担当している状況である。これら専門技術者の養成施設としては、東京の整肢療護園に療育技術者養成所が付設され、肢体不自由児施設に働く機能療法士、職能療法士の教育訓練コース(2か月)を開始しているし、国立身体障害者更生指導所でもWHO

のコンサルタントをまねいて、職能療法士の講習会を実施した。(中略) もっと根本的に専門技術者の養成訓練計画を検討しなければならない段階にきている。」¹³⁾

昭和30年代後半には医学的リハビリテーションの需要が高まるなかで、医療機関のマッサージ師の求人が高まり、理学療法業務を担当することが多くなってきた。1960(昭和35)年には盲学校卒業生約1500名が病院においていわゆる医療マッサージに従事している状況であった。そのため、文部省では1960(昭和35)年に盲学校高等部理療科指導書を作成し、マッサージと併用する主な理学療法、基礎臨床関係科目の内容について改定するとともに教員の資質向上に着々と力を注いでいた。

3 医療制度調査会答申(PT養成萌芽期)

1963(昭和38)年3月、医療制度調査会(昭和34年4月16日法律第139号)は「医療制度全般についての改善の基本方策」に関する答申において、「医療の目的は、単に疾病を治療するだけでなく、患者の機能回復訓練、職能訓練等社会復帰に至るまでの指導をも包含するものであり、リハビリテーションの重要性がとみに高まっている。(中略)機能療法士、物理療法士又は理学療法士、(中略)教育、業務内容の確立とその制度化を早急に図る必要がある。しかし、この制度を検討するにあたっては、リハビリテーションの性格にかんがみ、それに従事する専門職種のあり方について、現在の関係諸分野との関連などに関し慎重な配慮が必要であると共、職業適性の判定、職業補導等いわゆる社会的リハビリテーションとの関係についても十分な考慮をはらうことが望ましい」と記している³⁾。

4 PT・OT身分制度調査打合会と文部省の動き(PT養成準備期)

1963(昭和38)年6月には、厚生省内にPT・OT身分制度調査打合会(日本語表記が定まっていないために英語の略字が使用)が発足した。表1に委員名簿を示す。7回の審議を経て12月17日に理学療法士及び作業療法士法の原型となる意見書が提出された^{14) 15)}。座長である砂原は、アメリカ、カナダ、イギリス、デンマークなどのPT、OTの視察、各国

表1 PT・OT身分制度調査打合せ委員名簿

肩書	氏名
慶応義塾大学医学部教授	相沢豊三
同上	岩原寅猪
国立伊東温泉病院長	伊藤久次
都立松沢病院長	江副 勉
東京大学医学部教授	大島良雄
同上	勝沼晴雄
整肢療護園長	小池文英
国立療養所東京病院長	砂原茂一(座長)
九州労災病院理学診療科部長	服部一郎
国立身体障害者更生指導所長	稗田正虎
東京大学医学部教授	三木威勇治
東京都立大学法経学部教授	唄 孝一
労働省労働基準局長	村上茂利
文部省初等中等教育局長	福田 繁
文部省大学学術局長	小林行雄
厚生省社会局長	大山正
厚生省児童局長	黒木利克
厚生省医務局長	尾崎嘉篤

PT、OT協会、PT世界理学療法連盟等からの訪問を精力的にこなした。8月から9月にかけて、世界保健機構顧問メイズ女史、世界理学療法士連盟事務局長ニールソン女史が来日して、この会議にも出席し勧告をしている。11月には砂原茂一、ニールソン、芳賀敏彦の3者が箱根の富士屋ホテルに籠もり報告書を作成したと記されている^{10) 16)}。

文部省は、PT・OT身分制度調査打合せに並行して、1963（昭和38）年5月に、特殊教育調査研究会盲学校理療科部会を設け、「盲学校リハビリテーション課程（理学療法士養成課程）認定仮基準」及び、11月には特殊教育課は「PT身分制度の確立に関する問題点（特に盲学校教育との関連において）」を厚生省医事課に提出していた。11月19日の第6回PT・OT身分制度調査打合せの重要な審議資料となった。主な内容は、①盲を絶対的欠格事由としないこと。②第2種PTまたは医療マッサージ師制度を確立されたいこと。③PT養成のための教育課程は学校教育に支障をきたさないようにすること。④特例試験において、現に盲学校に勤務する理療科教

員の取扱について特例を認められたい。等である^{3) 17)}。

5 第46回通常国会法案提出反対運動（PT制度前混乱期）

厚生省はPT・OT身分制度調査打合せ意見書の提出により、第46回通常国会への法案提出を予定していたが、日本病院マッサージ師協会（現：全国病院理学療法協会）中心とする、あん摩マッサージ業界、盲学校教員、盲人などの団体は、この法律案に対して反対陳情を政府及び国会に行なった。このため政府当局者はこれらの団体と意見の調整を試みたが意見の一致を図ることができず、第46回通常国会への法案提出は見送り、第48回国会成立まで調整を続けることになった。

各団体の反対の趣旨は以下の3点である。

- ①視力に障害のある者に理学療法士または作業療法士の免許を与えないことがある旨の章条項を削り、盲人にもこれらの資格が得られるようにすること。

- ②理学療法士があん摩師(現在では、あん摩マッサージ指圧師)の業務を侵害することのないよう病院・診療所以外の場所において理学療法士が業務を行なうことを制限する等の措置を講ずること。
- ③もし理学療法士の制度を創設することがぜひとも必要であるとするならば、あん摩師や盲学校教員などについても、理学療法士の資格を得られるよう、特別の措置を講ずること¹⁾。

1963(昭和38)年5月には厚生省の予算申請が認められた国立療養所東京病院リハビリテーション学院が開校したが、文部省は盲学校においてPTを養成するために昭和39年度予算を申請し、昭和39年に東京教育大学付属盲学校及び大阪府立盲学校の2校にリハビリテーション課程を敷設開校した。他に1校、昭和40年に2校、昭和41年に3校の設置を予定していた。

新しい職種である理学療法士を誕生させるべく①制度の確立にイニシャティブを取ってきた厚生省、②医業類似行為業者を教育し人材を輩出してきた盲学校及び文部省、③日本のリハビリテーションを推進してきた医師と整形外科学会及びリハビリテーション医学会、④現場の理学療法業務を担うマッサージ師を主とする日本医療マッサージ師協会(現:全国病院理学療法協会)及び医業類似行為業者、4つのアクターの立場・行動の違いが表面化することになった。

IV 理学療法士の誕生(法案成立)

国立東京病院附属リハビリテーション学院の1期生が1966年(昭和41)年3月に卒業するには、第48回通常国会で法案を成立させなければならず、厚生省及び文部省ともに法案の成立に向けて歩み寄りを見せた。厚生省側は視力障害者を欠格事由としないこと、業務の場所を医師の直接の指示が可能な施設内に限ることとした。文部省側は盲学校理療科の設置を東京教育大学付属盲学校、大阪府立盲学校、徳島県立盲学校の3校以外は自粛することでまともり国会へ法案が提出された。

第48回通常国会における神田国務大臣の理学療法士及び作業療法士法案提出理由は以下の通りである。

「最近における身体または精神に障害のある者を社会生活へすみやかに復帰せしめるためのリハビリテーションの手段の発達、まことに目ざましいものがありますが、わけても、その根幹をなすともいえるべき理学療法、作業療法等、医学的リハビリテーションの推進こそは関係方面から最も期待されているところであり、政府におきましても、かねてより、その普及及び向上につき、格段の意を用いてきたところであります。

しかしながら、先進諸国においては、早くから理学療法士、作業療法士の医学的リハビリテーションの専門技術者の資格制度が設けられ、また、その組織的、体系的な養成訓練が行なわれてきたのでありますが、従来、わが国にはこれら医学的リハビリテーションの専門技術者の資格制度がなく、このことがわが国における医学的リハビリテーションの本格的な普及発達を著しく阻害する要因となっていたのであります。

このような現状にかんがみ、医療制度調査会は、医学的リハビリテーションの専門技術者の資格制度をすみやかに創設すべきである旨政府に答申し、政府においては、この答申を尊重して、昭和三十八年以来、理学療法士及び作業療法士の資格制度の創設について関係有識者の意見を聞く等、調査研究を進め、他方、国立療養所東京病院に附属リハビリテーション学院を設置して理学療法士及び作業療法士の養成を行なってきたのでありますが、このたび、その資格制度についての成案を得たので、ここにこの法律案を提出した次第であります。」¹⁸⁾

参議院先議で衆議院で5月30日可決、8月28日に公布された。可決の際には附帯決議が両議院でなされた。法案成立により国立療養所東京病院附属リハビリテーション学院は12月22日に養成施設第1号として指定された。

衆議院の付帯決議を示す¹⁾。なお、参議院においても若干表現が異なるだけで内容は同じである。

「政府は、理学療法士及び作業療法士について、急速に、これが養成を進めるとともに、併せて附則第四項に該当する者の取扱について活用について次の点に留意すべきである。

- 一 経過措置としての試験については従来の経験を十分にしんしゃくして行なうこと。

二 病院診療所以外において、理学療法又は作業療法を業としている者であつても医師の指示の下に、一定数以上の患者を扱っているものについては受験資格を附与すること。』

1966 (昭和41) 年には第1回国家試験が実施され183名 (養成校卒14名) の理学療法士の誕生し、そのうち、110名の理学療法士が会員となって、7月17日日本理学療法士協会が設立された¹⁹⁾。

V 理学療法士誕生後の特例受験延長運動

理学療法士及び作業療法士法附則4条に特例条項が含まれていた。その内容は以下の通りである¹⁾。正規の学校・養成施設 (3年) を出た者のほかに、法施行の時点で、現に病院・診療所その他で医師の指示の下に理学療法または作業療法を業として行っていたもののうち

- ①高校卒またはこれと同等以上の学力ありと認められたもの
- ②厚生大臣が指定した講習会を修了したもの
- ③医師の指示の下に理学療法または作業療法を5年以上業として行ったもの

以上の3条件をすべて満たすに至ったものに受験を認めるものである。

1970 (昭和45) 年4月には精神科作業療法協会、5月には全国病院理学療法協会が附則4条特例試験の5年間の延長について主張してきた。これらの団体は自民党を中心とする各政党、政府への働きかけを開始した。1971 (昭和46) 年1月には日本リハビリテーション医学会、日本整形外科学会、日本リウマチ学会、パラプレジア医学の4学会と日本理学療法士協会と日本作業療法士協会の合同で特例試験延長反対声明を出した。ちなみに日本理学療法士協会と日本作業療法士協会は社会党に働きかけを行い、厚生省と文部省の対立に加えて、与党自民党と野党社会党の対立の場ともなった。自民党は政調会、総務会で特例試験延長案を通過させた²¹⁻²³⁾。

結局、1971 (昭和46) 年4月1日の法律改正 (昭和41年法律第28号) で3年間延長され1974 (昭和49) 年3月31日まで延長された。世界理学療法士連盟への加入は特例試験延長が終了するまで持ち越し

となった^{24) 25)}。

この間の理学療法士国家試験合格者は表2の通りであり²¹⁾、遅々として合格者が増えない状況があった¹¹⁾。その結果、①養成校卒の若い理学療法士、②特例試験合格による理学療法士、③無資格者の3者が臨床現場に従事し、しかも人数は③>②>①の順で存在した²⁰⁾。有資格者がすべて養成校卒に置き換わるのに長い月日がかかり、昭和の時代を通して理学療法の臨床現場の職場運営にはさまざまな課題が生じたのであった。

VI 理学療法士の教育についての動向

医療技術職は、不断の努力により質の高いサービスの提供が課されており、高い教育水準を保たなければならない。理学療法士は全く新しい専門職として国際水準に相応しいものを創らなければならないにもかかわらず、大学教育で養成をするということは俎上にもあがらなかったのである。医療職の供給分野は厚生省の所管、学校教育は文部省の所管であり、厚生省が手がけたことによりいわば自動的に3年制の各種学校が浮かび上がったことと、日本に招聘、派遣されたニールソンの影響があった¹⁶⁾。リハビリテーション医学は単なる医療技術に過ぎず、医学部の一講座として医学教育、研究の対象とならない¹²⁾。大学における価値観念は、研究優先で特殊な研究施設などは優先的に取り上げられるが、新しい医療技術者の養成などには理解がない¹¹⁾。国立大学にPT・OT課程の新設をするのなら、大学からの要求が必要であり文部省から積極的に指示は出来ない。どうしても必要ならば大学が要求してくるだろ

表1 理学療法士国家試験合格者数

	昭和年	合格者数	うち養成校卒
第1回	41	183	14
第2回	42	310	16
第3回	43	228	24
第4回	44	167	37
第5回	45	224	69
計		1112	160

う。大学が要求してこないものを、文部省が取り上げるわけにはいかない¹¹⁾。など、理学療法士の養成・教育は高等教育の機運が極めて乏しかったのである。

1963（昭和38）年5月に、PT・OT身分制度調査打合会に並行して特殊教育調査研究会盲学校理療科部会を設けた。23名の委員のうち、盲学校教諭11名、文部省初等中等教育局3名、東京大学教授3名、東京教育大学教員3名、厚生省医務局医事課長、整肢養護園長、大学学術局大学病院課長各1名であった³⁾、文部省側は最初から高等教育機関での養成の考えはなかったことが伺える。

理学療法士の高等教育による養成・教育は、1979（昭和54）年の金沢大学医療技術短期大学の理学療法学科新設、1992（平成4）年の広島大学医学部保健学科理学療法専攻の新設まで待たざるを得なかったのである。

VII 結論

理学療法士及び作業療法士法の成立をめぐるアクター間での駆け引きという視点で見ると様々な動きが見えてきた。

①厚生省

専門技術者の資格制度がないために医学的リハビリテーションの普及発達が阻害されているという論理で、資格制度を掌る立場として、教育、業務内容の確立とその制度化を早急に図るために率先して役割を果たしてきた。砂原は「PT、OTの教育は初めから厚生省の路線の上を走り出したのである。」と述べているが、まさに、資格制度を掌る厚生省が教育制度を掌る文部省にイニシヤチブを取って進めていったのである²⁶⁾。

②文部省

マッサージ師などの医業類似行為業者を盲学校において教育し、明治時代より臨床現場に人材を輩出してきた。新しい資格制度に際し機敏に対応し、盲学校における理学療法士の教育・養成に強い意欲を持って役割を担っている。

③医師および医学会

日本における医学的リハビリテーションの機運とともに先駆的な医師と整形外科学会及びリハビリテーション医学会は厚生省とタックを組んで理学療法士誕生に医学的及び制度的にも精力的に役割を担ってきた。

④マッサージ師および職能関連6団体

長年にわたり医療機関で物理療法及び医療マッサージなど理学療法業務を支えてきた重要なアクターである。日本医療マッサージ師協会（現：全国病院理学療法協会）を中心とする、あん摩マッサージ業界、盲学校教員、盲人などの団体が含まれる。理学療法業務に従事した者は仕事への自負があり、養成校を卒業しなくとも臨床経験を持ち研修会を受講し、特例試験を受験することで、理学療法士の免許を獲得すること、医業類似行為業者の業務であるマッサージ業務と開業権については理学療法士に侵害されないよう既得権を守ること、日本においては伝統的に医業類似行為業に盲人や弱視者が多く従事しておりその者達にも理学療法士の免許を取得できるようにすることの3点について精力的に活動を展開した。

理学療法士及び作業療法士法の成立に際しては、資格制度を積極的に推進する①厚生省と③医師および医学会、それに対し、理学療法士の養成を盲学校で行いたい②文部省と理学療法業務に従事し理学療法士の資格を得たい④マッサージ師および職能関連6団体、双方の間で繰り広げられた対立と妥協の歴史でもあった。

注釈

日本医療マッサージ師協会(全国病院理学療法協会)

公益社団法人全国病院理学療法協会は、医師の指示のもとで理学療法業務に従事するマッサージ師・はり師・きゅう師・柔道整復師等を中心に、昭和23年に組織され、以来、会員の資質向上と権益の擁護を目的として、毎年、日本理学療法学会を主催し、また、各地方学会や各種の講習会・研修会等を積極的に開催して知識と技術の研鑽を実施する。

1948年設立、1952（昭和27）年全国物療師会と会名変更をして病院勤務者を中心とした組織としてそ

の強化を図った。1955 (昭和30) 年、日本理学治療技師会に会名変更、1963 (昭和38) 年、日本病院マッサージ協会、1966 (昭和41) 年から全国病院理学療法協会に会名変更をする。

引用文献

- 1) 厚生省医務局医事課編. 理学療法士及び作業療法士法の解説, 1965.
- 2) 菅谷章 日本医療制度史, 明治百年史叢書. 1976.
- 3) 大川原潔. 医学的リハビリテーション技術者の資格制度成立の経緯とその背景. 帝京平成短期大学紀要 1991; 創刊号: 65-76.
- 4) 仙波浩幸. 理学療法士の業務独占についての考察. 國學院法研論叢 1997; 24: 65-88.
- 5) 小嶋英夫. 障害児教育の歴史. 総合リハ 1987; 15: 251-256.
- 6) 高橋孝文. リハビリテーション医学の歴史. 整形災害外科 1981; 24: 1233-1243.
- 7) <http://www.nhpta.net/association> (2022年9月4日アクセス)
- 8) 全国病院理学療法協会. 創立30周年記念誌. 1982.
- 9) 保田良彦. 理学療法の歴史. 理・作療法 1976; 10: 817-825.
- 10) 芳賀敏彦. 理学療法士及び作業療法士法の歴史. 理・作療法 1976; 10: 843-847.
- 11) 大村潤四郎. 行政よりみたP.T.の創設. 臨床理学療法 1980; 7: 32-38.
- 12) 杉山尚. 我国のリハビリテーション医学研究と教育の歴史. リハ医学 1983; 20: 53-62.
- 13) 厚生白書 (昭和37年度版) 第1章4節リハビリテーション https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/1962/dl/02.pdf (2022年9月4日アクセス)
- 14) 服部一郎. 日本のリハビリテーション医療のあゆみ. 理学療法学 1987; 14: 427-443.
- 15) 稗田正虎. 日本のPTの原点を振り返って. 臨床理学療法 1980; 7: 12-20.
- 16) 砂原茂一. 理学療法士・作業療法士法成立のころ. 理・作療法 1977; 11: 591-597.
- 17) 田中国則. 物療の歴史. 理・作療法 1976; 10: 826.
- 18) 第48回国会 参議院 社会労働委員会 第8号 昭和40年3月23日 <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/detail?minId=104814410X00819650323&spkNum=0#s0> (2022年9月4日アクセス)
- 19) 松村秩. 日本に理学療法士協会発展の歴史と展望. 臨床理学療法 1980; 7: 48-54.
- 20) 小池文英. 理学療法士・作業療法士の今後の課題. 理・作療法 1967; 1: 3-7.
- 21) PT・OT国家試験特例延長問題の動き. 理・作療法 1971; 5: 1-4.
- 22) 日本理学療法士協会: 日本理学療法士協会十年史. http://50th.japanpt.or.jp/wp-content/uploads/2015/02/special_10th.pdf (2022年9月4日アクセス)
- 23) 日本理学療法士協会: 日本理学療法士協会二十年史. http://50th.japanpt.or.jp/wp-content/uploads/2015/02/special_20th.pdf (2022年9月4日アクセス)
- 24) 関川博. 理学療法草創期の証言 苦難の道. PTジャーナル 1994; 28: 123.
- 25) 田口順子. 理学療法草創期の証言 師あり 朋ありて. PTジャーナル 1994; 28: 485.
- 26) 砂原茂一. 新しいプロフェッションの出發. 臨床理学療法 1980; 7: 7-11.

